



定例会
毎月第1日曜

知的夢工房

発明、アイデア、知的財産を楽しむ会

第 184 号

平成 28 年 9 月 4 日

発行 知的夢工房

熊本

TEL050-3344-5032



(日本弁理士会が“熊本地震”を支援)

特許出願等復興支援制度



約半年前のあの“平成 28 年熊本地震”被災から一日も早く復興を願い、いろいろの支援が企画実施されていますが、日本弁理士会でも特許等の出願費用の援助を行う「特許出願等復興支援制度」を実施との事です。私達“知的夢工房”としてもその制度を活用し復興に少しでも貢献出来ればと願い、以下にその支援制度の概要を紹介します。

< 復興支援制度の概要 >



1、援助期間

・平成 28 年 6 月 29 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に申請の発明等が対象。但し、同一人による申請の場合、同一年度(4/1~3/31)内では援助は 2 回まで。

2、援助対象者

・被災地に住んでいる、又は被災により被災地域外に転居した個人又は中小企業・協同組合等が対象です。

3、援助対象となる発明等

・出願前の発明、考案、意匠であって、それらの事業化によって雇用の創出などの何らかの形で被災地復興に貢献の可能性ある発明等が対象。但し外国出願類は対象とならない。
・上記発明等であって、日本弁理士会の指定機関の推薦又は紹介を受け、日本弁理士会の審査に通ったものが対象。熊本県の指定機関は「知財総合支援窓口」(096-285-8840)です。

4、援助の内容

・発明等について特許出願等をする際の弁理士報酬や経費、特許庁の手数料等の全部又は一部の援助を行う。
・援助金は返済の必要はないが、援助は所定の予算内で行われる為に、弁理士報酬等の全額には足りない場合があるとの事です。

5、その他

・援助対象発明等の内容及び援助を受ける個人等の情報の秘密は厳守する。
・本復興支援制度にも審査などのそれなりの要件がありますので、詳しくは下記のホームページを参照、或は支援窓口へ相談下さい。

★ ホームページ : 「日本弁理士会」で検索し、そのトップページから「震災復興支援」のページへ進んで下さい。

★ 支援窓口 : 熊本県の支援窓口は熊本県産業技術センターの「知財総合支援窓口(電話 096-285-8840)」です。

(黒田 武)



< 知的夢工房への入会のお誘い >



< 発明工夫好きの人 大歓迎！ 一緒にヒット商品を！ >

< 定例会 : 毎月第 1 日曜日 13 時~17 時 >

< 年会費 : 6 千円 >

連絡先 ; 050-3344-5032

ホームページ ; 知的夢工房 <http://www.yume.live/>

